

は し が き

本報告書は、平成15年度東京都中小企業連携組織対策補助金事業の一環として実施した「企業組合実態調査」の結果をまとめたものです。

企業組合は、小規模事業者や個人が資本と労働を提供し合い、相互扶助の精神に基づき、協同して事業経営を行う組織です。雇用関係とは異なる協働という働き方が「創業」の一手段として最近注目されています。

「1人は万民のために、万民は1人のために」の協同組合精神に基づき、自らが働く場を作り出す企業組合は、福祉・環境・健康など営利事業になじまない分野、主婦・高齢者などそれぞれの事情にあった働き方を望む人々の働く場の確保、個人事業者の経理事務の共同化等に大きく貢献しています。

本調査は、企業組合の現状を知ることにより、自らの組合運営を円滑にさせていただくために作成いたしました。特に、中小企業挑戦支援法の施行により実現した従事比率の緩和等、消費税法の改正に伴う総額表示対応等についても調査していますので、参考にさせていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たりまして、ご協力いただきました企業組合の方々に深く感謝申し上げます。

平成16年2月

東京都中小企業団体中央会

調査の要領

1 . 調査の目的

企業組合の実態を把握し、今後の組合運営の円滑化・活性化に資することを目的とする。

2 . 調査機関

東京都中小企業団体中央会

3 . 調査方法

郵送によるアンケート調査

4 . 調査時点

平成15年9月1日

5 . 調査対象組合

本会会員の企業組合74組合

6 . 回答組合数

55組合（回収率74.3%）

7 . 調査事項

企業組合の組織の状況

従事比率の緩和等の活用状況

消費税法改正への対応等

（詳細については、本報告書巻末の調査票参照）

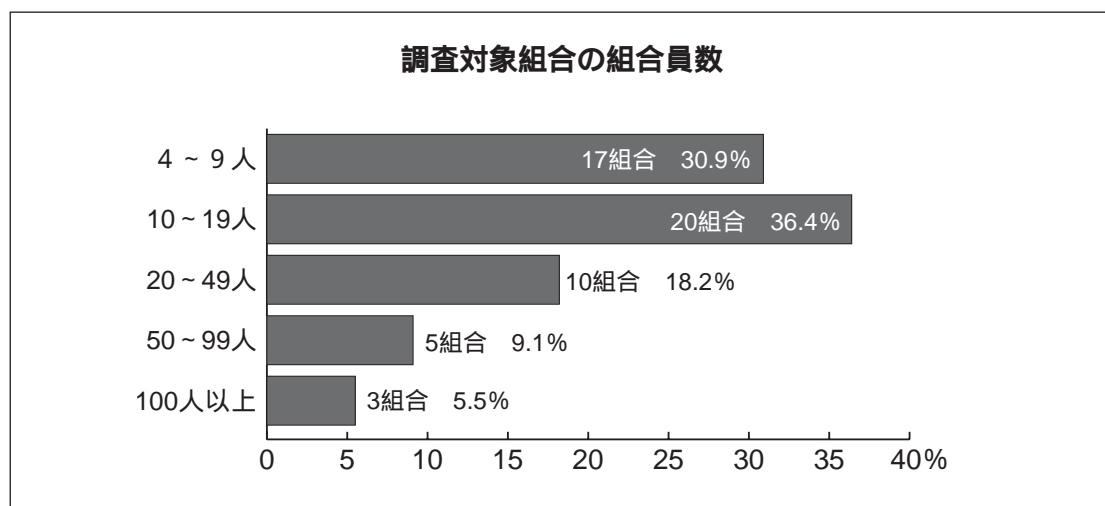
企業組合実態調査報告

．組合の概要

1．組合員数別内訳

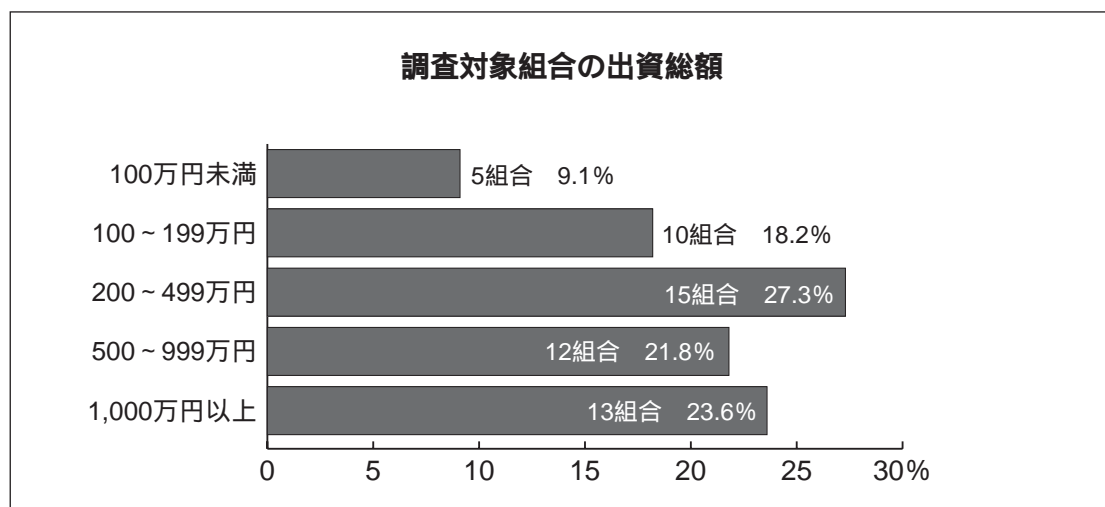
組合員数別に調査対象組合を見ると、「4～19人」の規模に2/3の37組合が分布している。最多組合員数は383人、この組合を含め組合員数が100人を超える組合が3組合ある。

平均組合員数は55.8人、組合員数の中央値⁽¹⁾は13人である。



2．払込済出資総額の金額別内訳

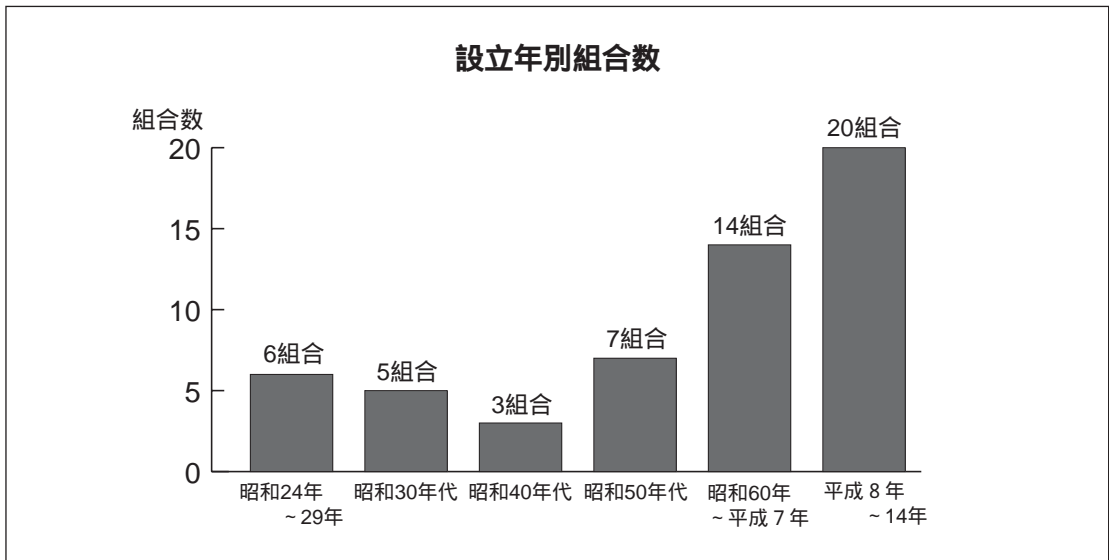
出資総額の平均は846.3万円、中央値は400万円である。最小金額は24万円、最高金額は9,260万円である。



⁽¹⁾数値を順に並べた場合の真ん中に位置する値

3. 設立年別内訳

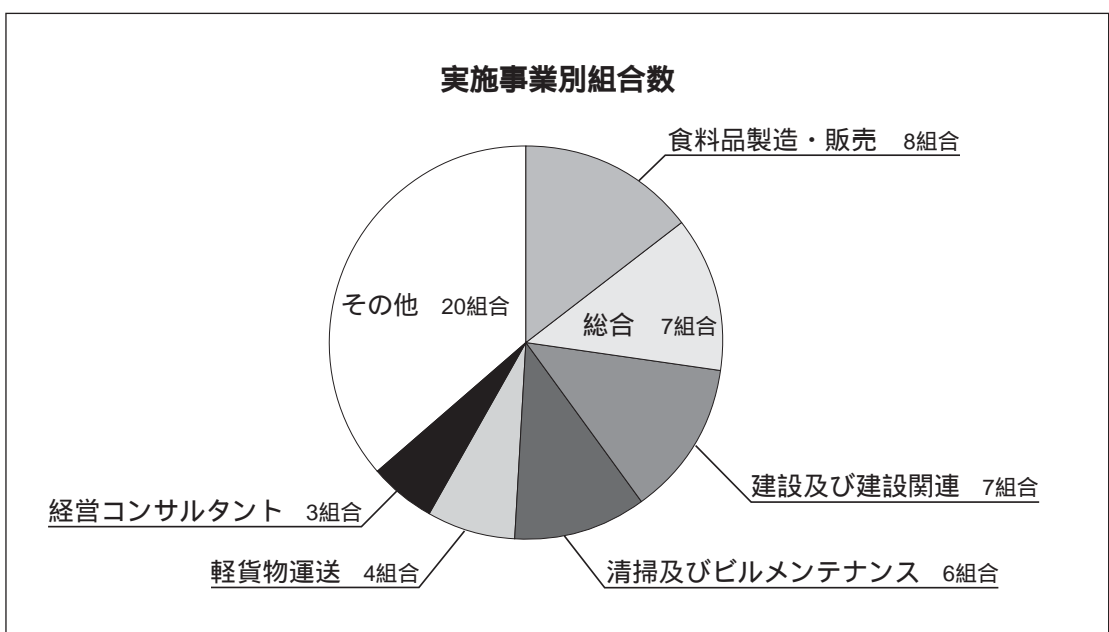
回答55組合のうち昭和60年から平成7年までの10年間に設立された組合が14組合で、平成8年から14年までの6年間で20組合となっていて、それ以前の設立よりも多くなっている。



4. 組合の事業（業種）の状況

組合事業としては、仕出し弁当、焼きたてパンなどの「食料品製造・販売」が8組合、総合、建設及び建設関連が7組合ずつ、清掃及びビルメンテナンスが6組合と続いている。

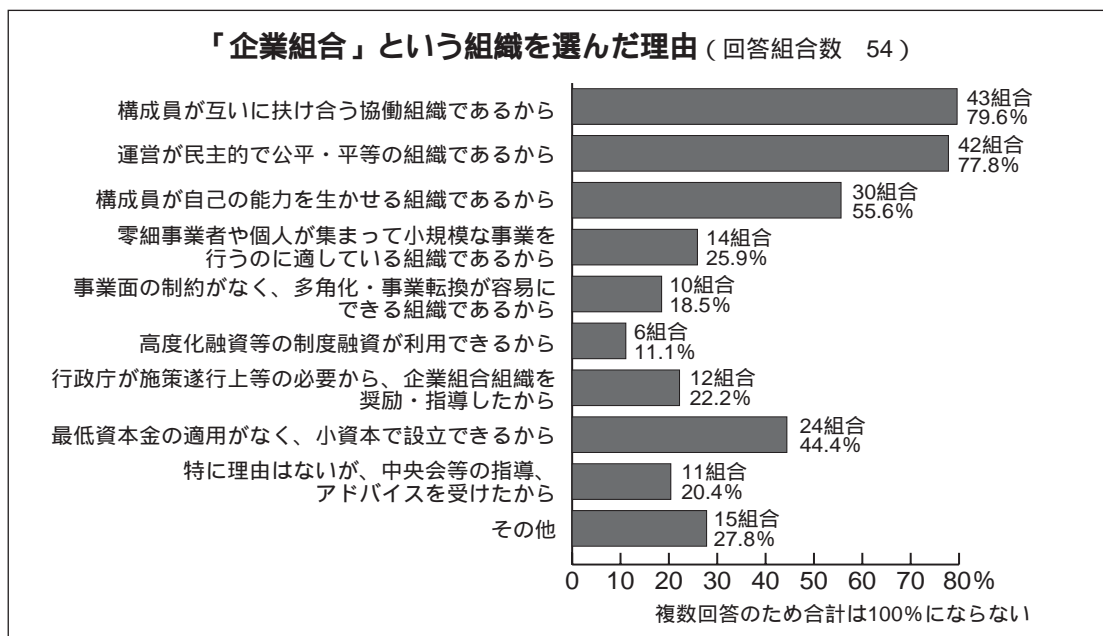
その他では、劇団、合唱音楽の提供・制作、企画・編集・取材・執筆、プロモーション企画・編集といった文化事業、テニススクール、学習塾、日本語教育といった教育事業などがある。



．組織の状況について

1．企業組合という組織を選んだ理由

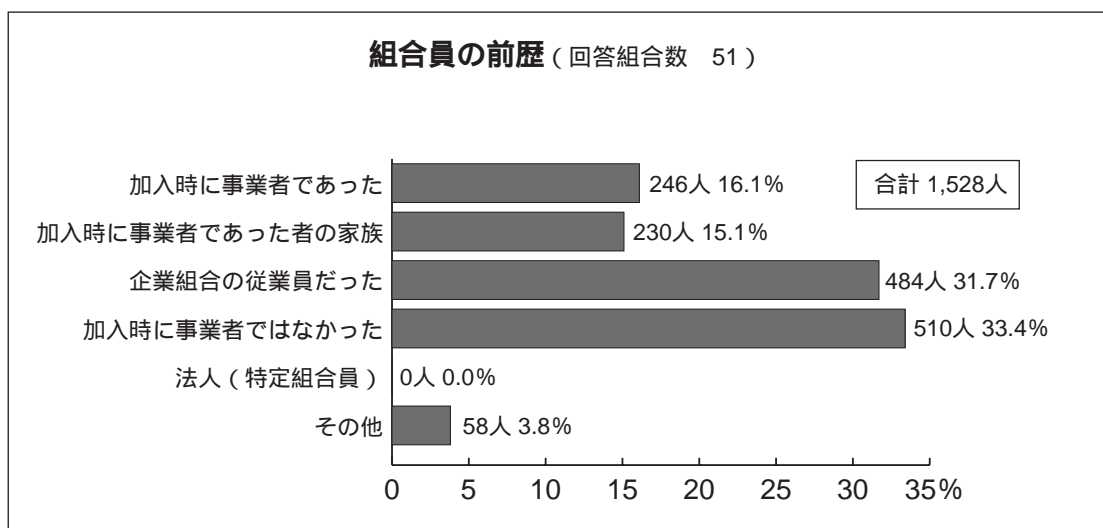
「構成員が互いに助け合う協働組織であるから」79.6%、「運営が民主的で公平・平等の組織であるから」77.8%、「構成員が自己の能力を生かせる組織であるから」55.6%、の順になっている。「最低資本金の適用がなく、小資本で設立できるから」という理由も半数近く(44.4%)が選択理由に挙げている。



「その他」の理由としては「税務対策として団結し守るため」「ワーカーズコレクティブの働き方に1番近かったから」というものである。

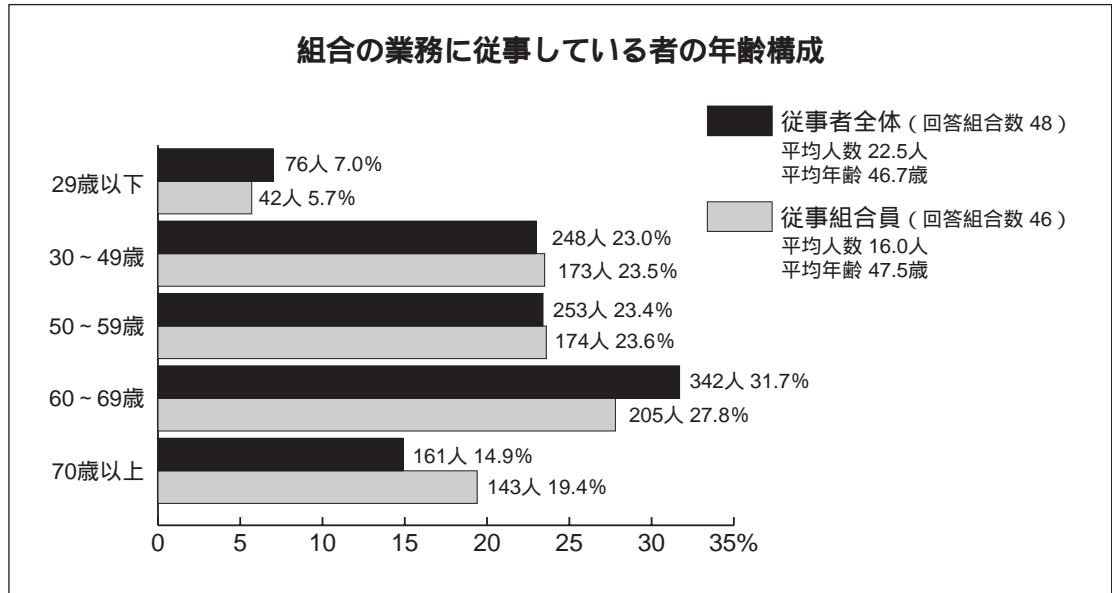
2．現在の組合員の前歴

現在の組合員の前歴については「加入時に事業者ではなかった」者が33.4%、「企業組合の従業員だった」者が31.7%となっている。



3. 組合の業務に従事している者の年齢構成

従事者全体の平均年齢は46.7歳、従事組合員全体の平均年齢は従事者の平均年齢より若干高く47.5歳となっている。年齢の多い層としては、従事者・従事組合員ともに「60～69歳」層が3割前後を占め最も多くなっている。

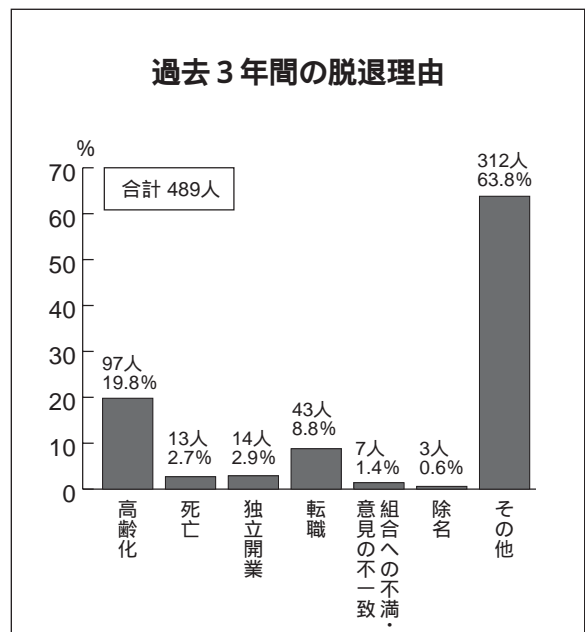
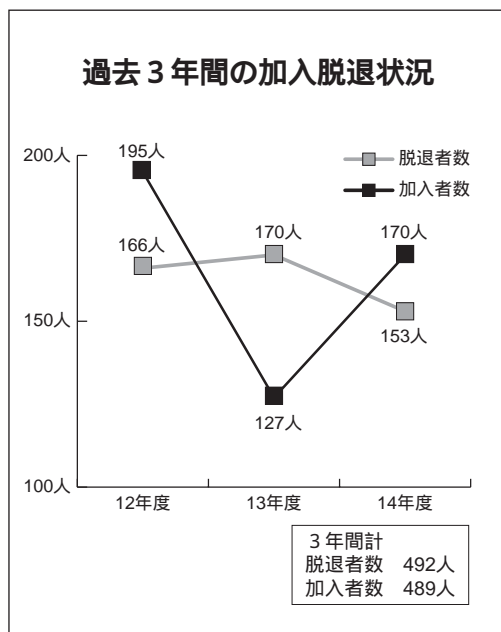


4. 過去3年間の加入・脱退状況

平成12年度から14年度にかけての加入者数は492人、脱退者数は489人で加入が若干上回っている。

脱退理由については、「高齢化」が2割近くで最も多く、次いで「転職」の8.8%となっている。

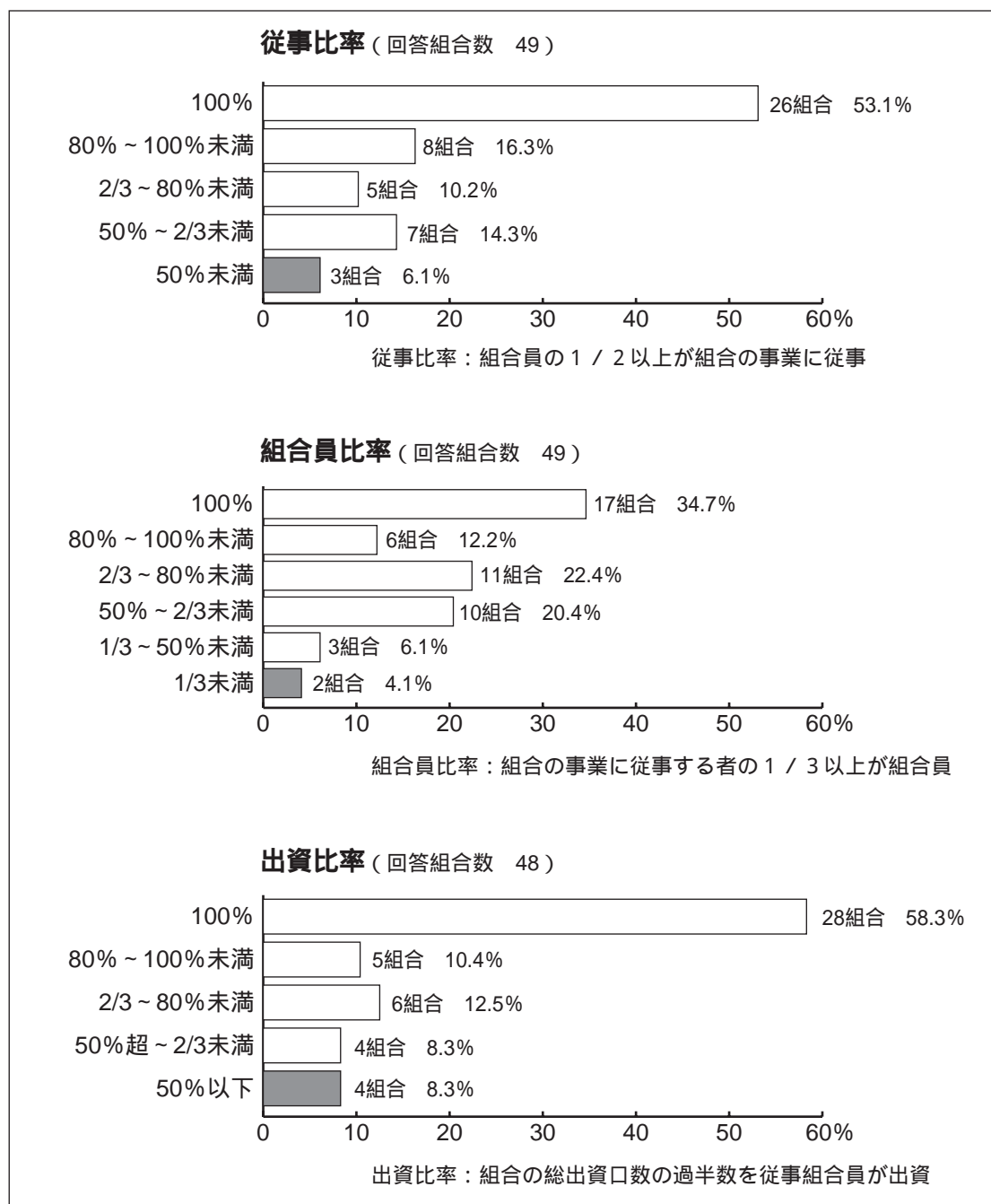
「その他」の脱退理由は「家庭の事情」「60歳定年制度を決めた」「転居」などである。



5. 従事比率、組合員比率の状況について

従事比率の平均は85.6%、組合員比率の平均は75.9%、出資比率の平均は86.1%であった。中小企業挑戦支援法の施行に伴い法改正されても適応できない組合が若干みられるのでグラフの網掛けした部分の組合への支援が必要となる。

法の変更の内容は、次のとおりである。従来「組合員の3分の2以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。」と規定していたが「組合員の2分の1以上...」に変更された。この改正により今回の調査では7組合が救われたことになる。組合員比率は従来「事業に従事する者の2分の1以上は、組合員でなければならない。」と規定されていたが「従事する者の3分の1以上...」に緩和された。この改正で3組合が救われている。

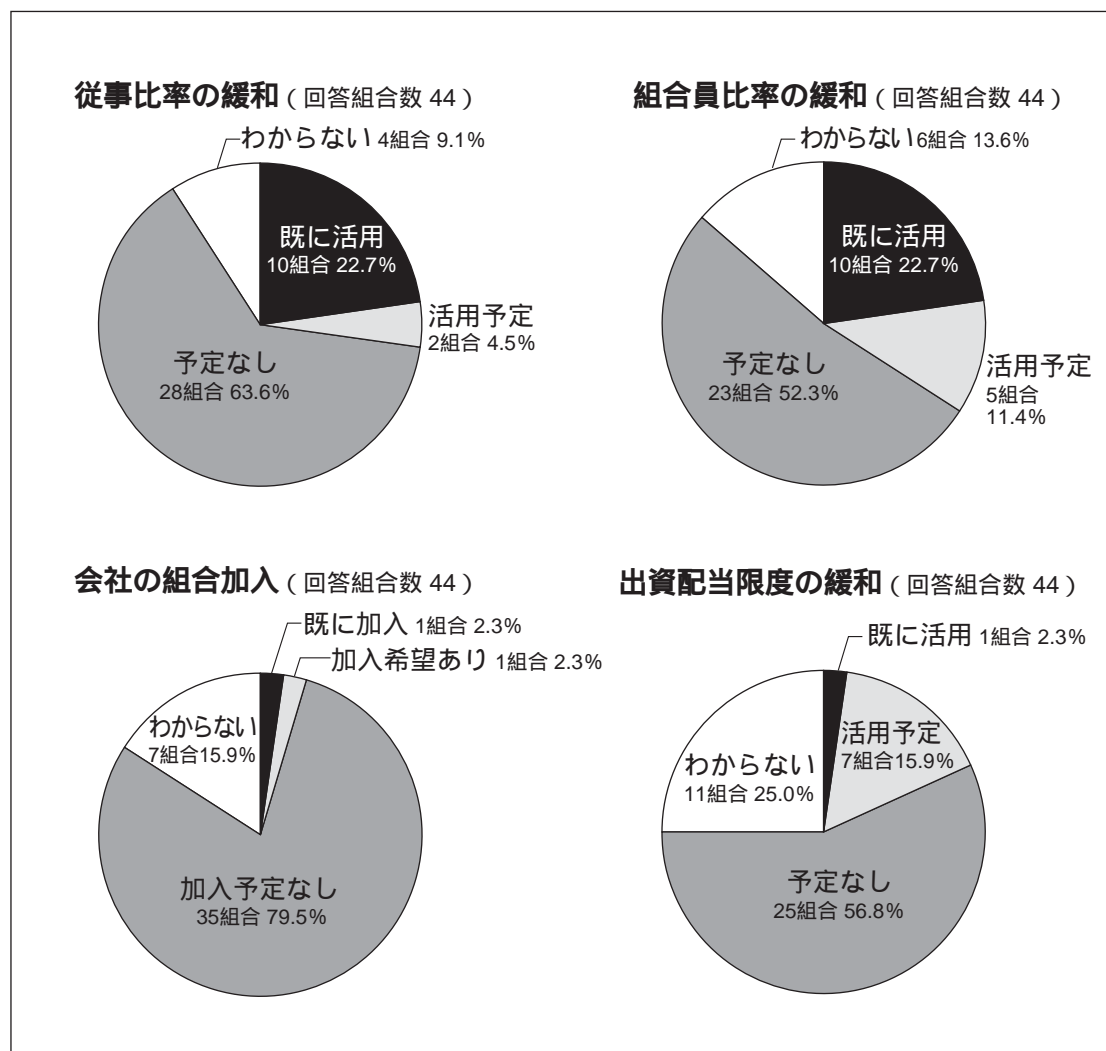


6. 中協法改正に伴う従事比率の緩和等について

法改正を利用するかどうかについては、従事比率・組合員比率については「既に活用している」組合が22.7%ずつあり、「活用を予定している」を含めると1/3近くの組合がこの改正を活用（予定）することになる。

会社（特定組合員）の組合加入については、8割の組合が「加入予定なし」としており、既存の組合が活用する改正というよりも、今後の設立に意味があるといえそうだ。

出資配当限度の緩和については、「予定なし」56.8%、「分からない」25.0%で8割は、積極的な対応を考えてはいないという結果になった。

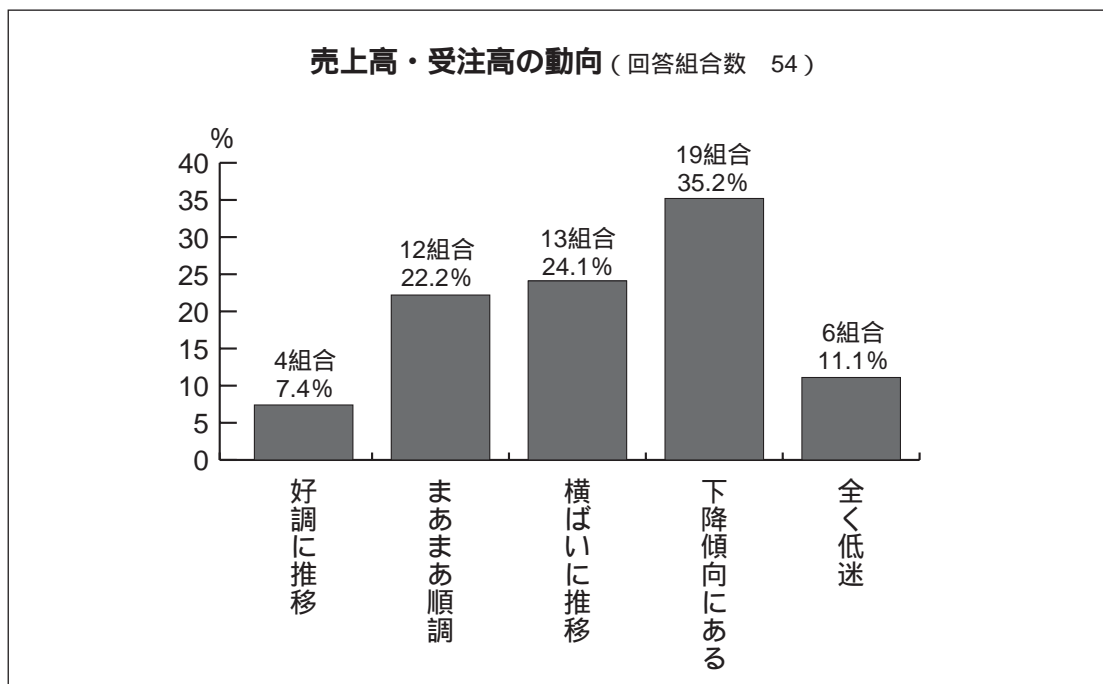


7. 特定組合員に関する定款変更の状況

会社（特定組合員）が出資できるようになったが、そのためには定款変更をする必要がある。既に、定款変更をしたところは皆無であった。また、定款変更の予定については9割が「予定なし」と回答している。

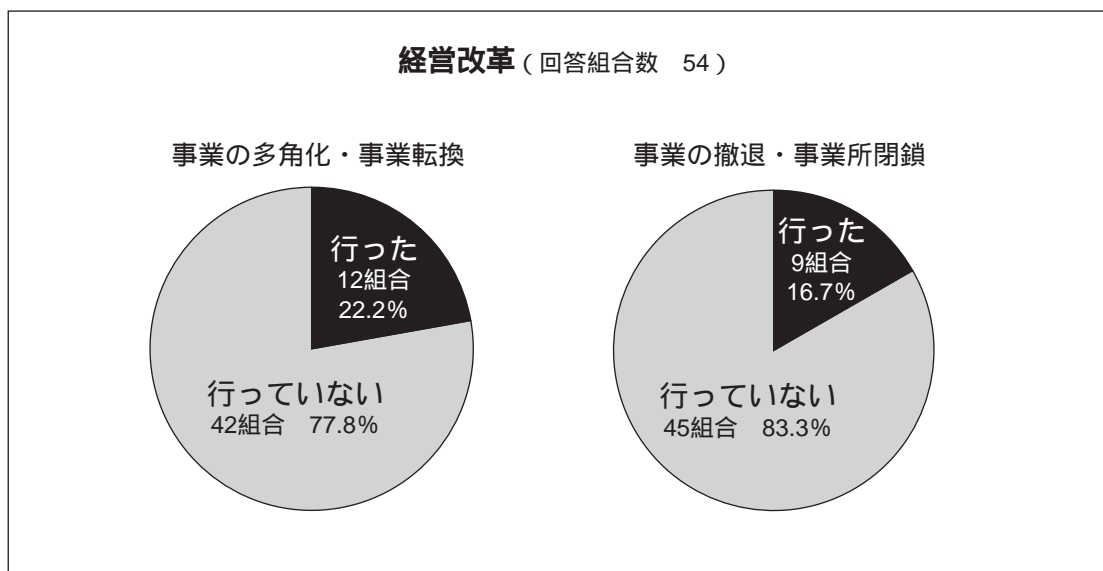
8. 売上高・受注高の動向

売上高・受注高の動向については「下降傾向にある」が35.2%で最も多くなっている。しかし「横ばいに推移」(24.1%)、「まあまあ順調」(22.2%)、「好調に推移」(7.4%)の合計は53.1%になっており、現下の景況の中では善戦しているのではないが。



9. 経営改革

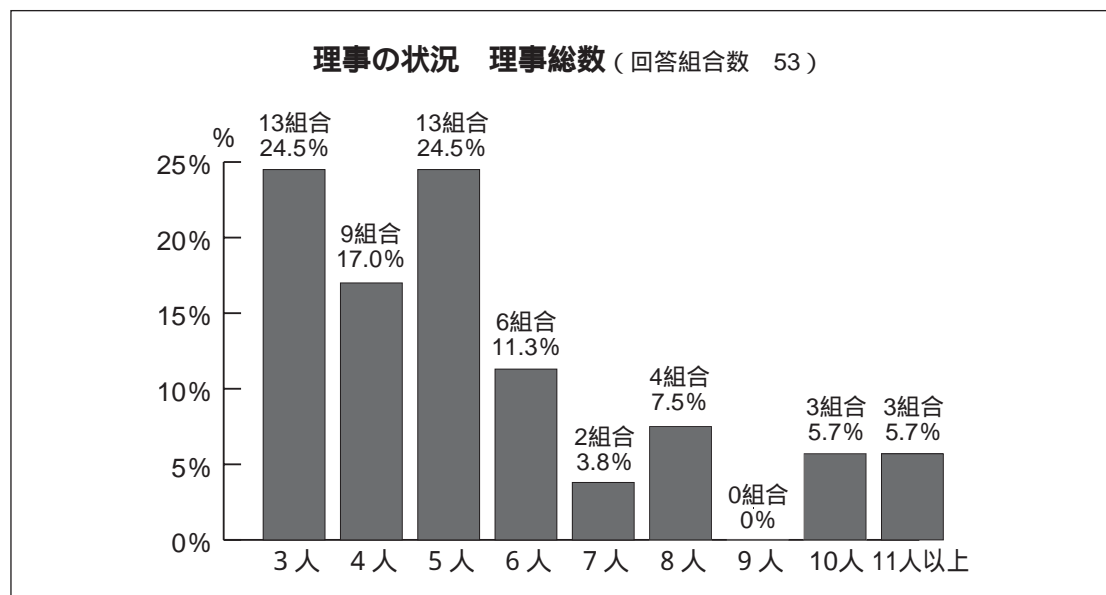
多角化や撤退などの何らかの経営改革を実施したかどうかを聞いたところ、「多角化・事業転換」といった前向きの改革を実施したところが22.2%、「撤退・事業所閉鎖」を行ったところが16.7%で、前向きの改革を行ったところの割合の方が多くなっている。



10. 理事・監事の状況

理事総数については、全体の66.0%が5人以内に集中している。常勤理事数については、2人(20.4%)、3人(22.4%)が多くなっている。従業員から昇格した理事については、半数以上の組合が0人と回答していて、従業員が組合員になり、そして理事に選ばれるケースはあまり多くなかった。

監事については、ほとんどの組合が1人だけ置いている。常勤監事のいる組合が半数弱となっている。

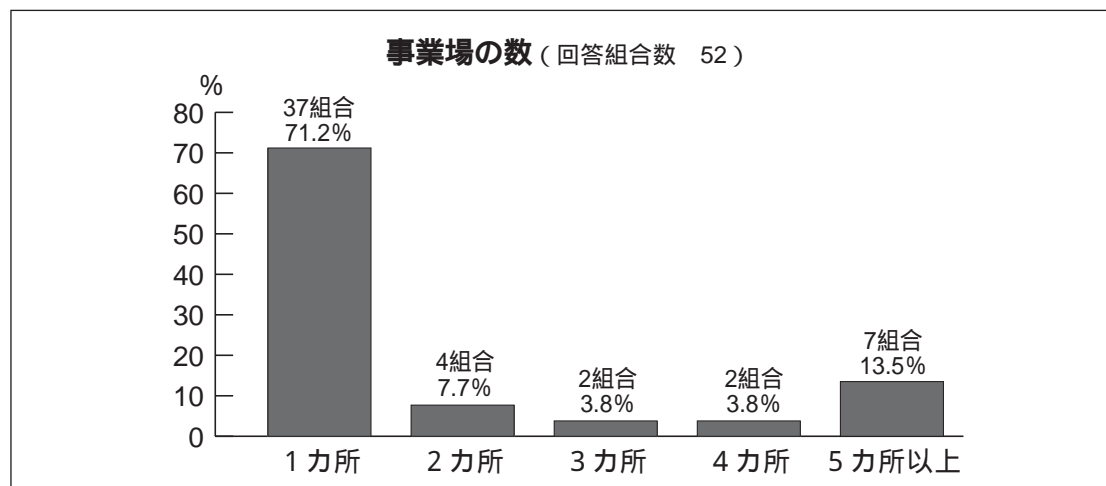


11. 役員の選挙方法

役員選挙方法は、9割以上の組合が指名推選制と回答し、投票制や選任制が意外と少なかった。

12. 事業場の数

7割以上の組合は、事業場は1カ所である。一方、5カ所以上の事業場を有する組合が、13.5%存在する。



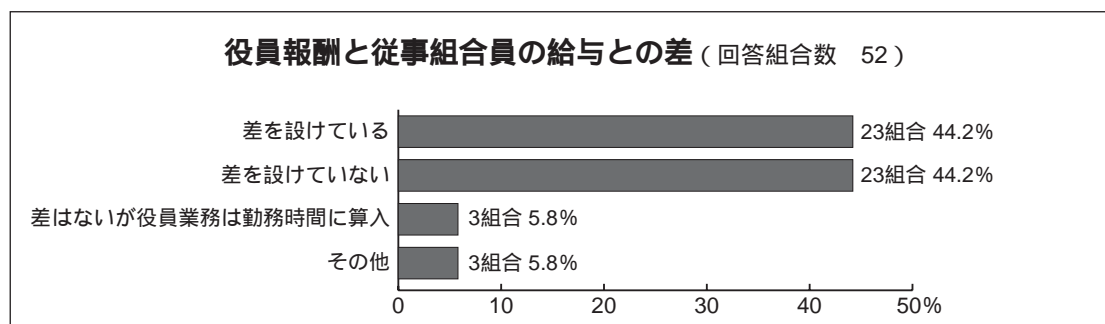
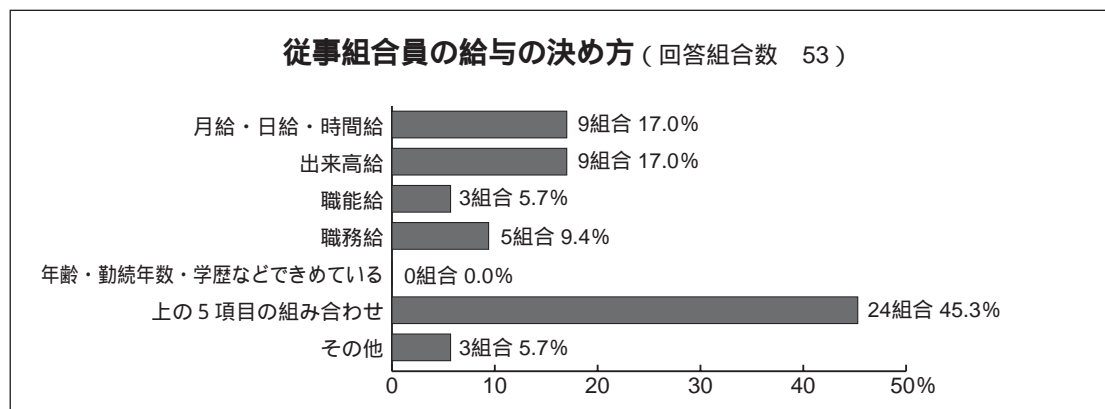
13. 給与の決め方、役員報酬との差、労働保険の加入状況

従事組合員の給与の決め方は、時間、出来高に基づく決め方が9組合ずつとなっている。半数弱の24組合は、時間、出来高、能力、職務、年齢、勤続などを組合せて決めると回答している。

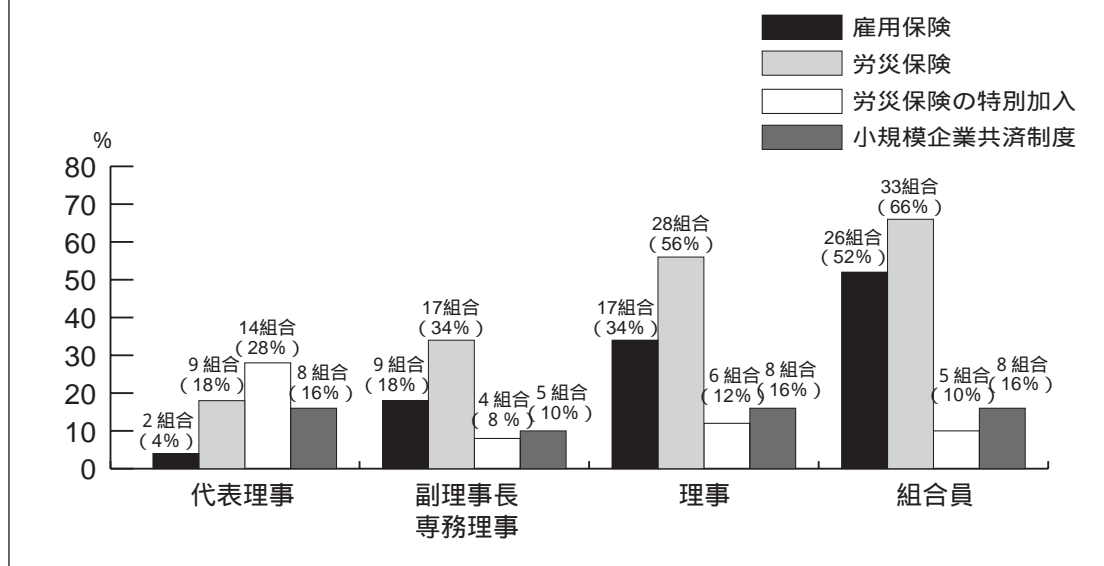
役員報酬と従事組合員の給与との間に、差を設けている組合と差を設けていない組合は23組合ずつで拮抗している。

企業組合の役員・従事組合員の労働保険等の加入状況について聞いたところ、一般の従事組合員及び理事で雇用保険・労災保険の加入率が高いが、代表理事・役付理事になると加入率が落ちている。役付理事以上の者の労働者性が加入の障害になっているようだ。代表理事の労災保険の特別加入⁽²⁾を利用している組合が28%、既に一般の労災保険に加入している組合が18%あり、企業組合の労働保険等への関心の高さを表す結果になっている。

給与、役員報酬、労働保険に関する「その他」は「業績が低迷のため従事者不在、ネットで運営、役員報酬はゼロ」「中小企業退職金共済制度について...企業組合の理事・監事についても中退金に加入できるように法制度の改正を希望します。なぜなら、企業組合は零細な個人が集まり、ほぼ同一の仕事をしていて、法人格を得るために最低4人の役員を選出しているだけで、経営者・労働者という境はないからです」「社会保険の料率が事業高の大小に関係なく一律であるのが納得いきかねる。3段階くらいに分けてもよいのではないか」などである。



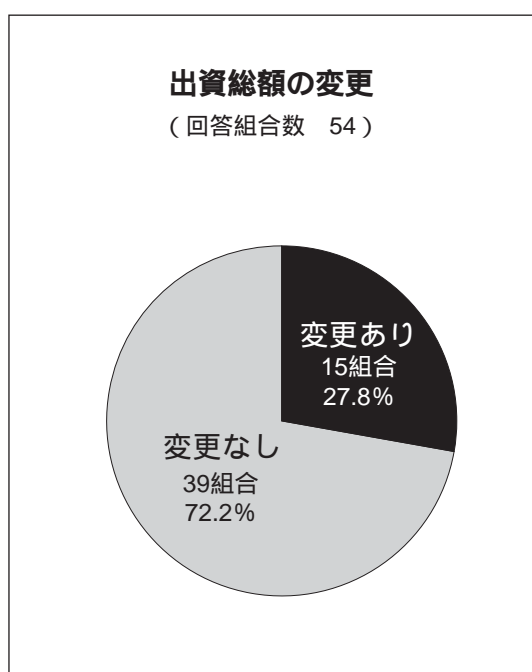
従事組合員の労働保険の加入状況



(2) 企業組合の代表理事に関しては雇用保険・労災保険の被保険者資格を有しない。代表理事以外についてはハローワーク・労働基準監督署毎に労働者性の有無を判断して両保険制度の適否を決める。ただし、労災保険に関しては、通常の被保険者資格を有しない者に対しても任意の特別加入制度が設けられていて、企業組合の代表理事も加入できる。

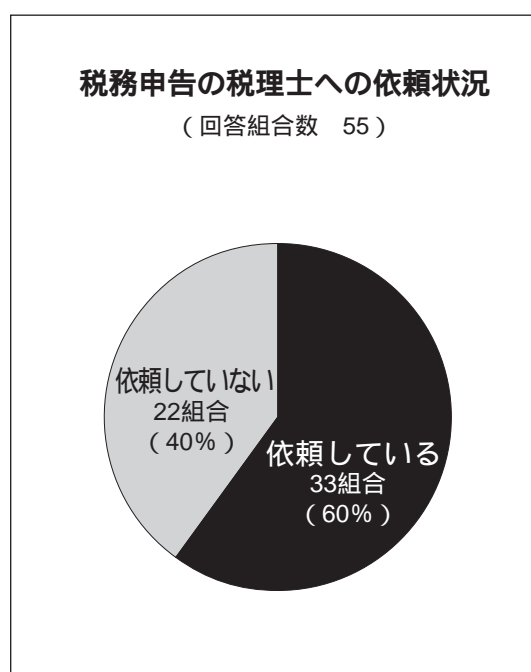
14. 出資総額の変更

最近3年間（平成12～14年度）に出資総額を変更した組合は27.8%で、変更なしが72.2%となっている。



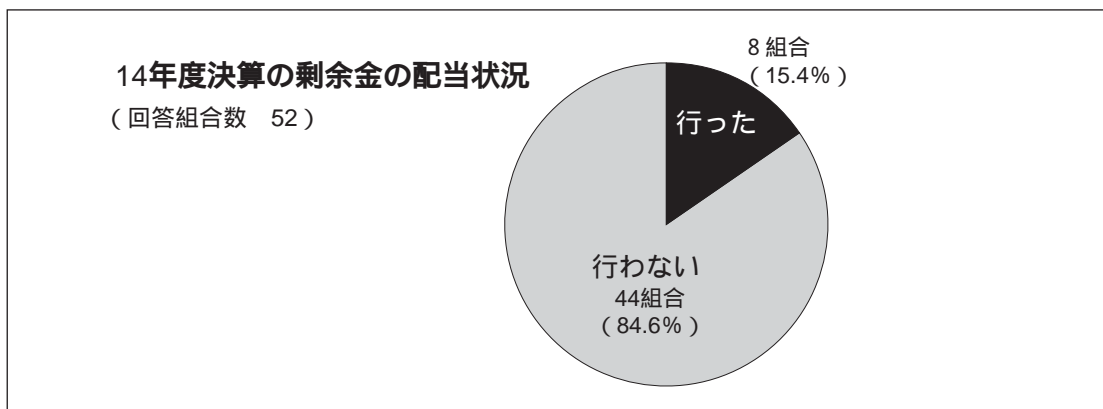
15. 税理士への依頼状況

6割の組合が税理士に申告を依頼している。逆に4割は依頼することなく自分で申告書を作成している。



16. 剰余金の配当状況

8割以上の組合は配当をしていない。配当を行った組合は8組合(15.4%)、ほとんどが出資配当で従事分量配当を行っている組合はなかった。

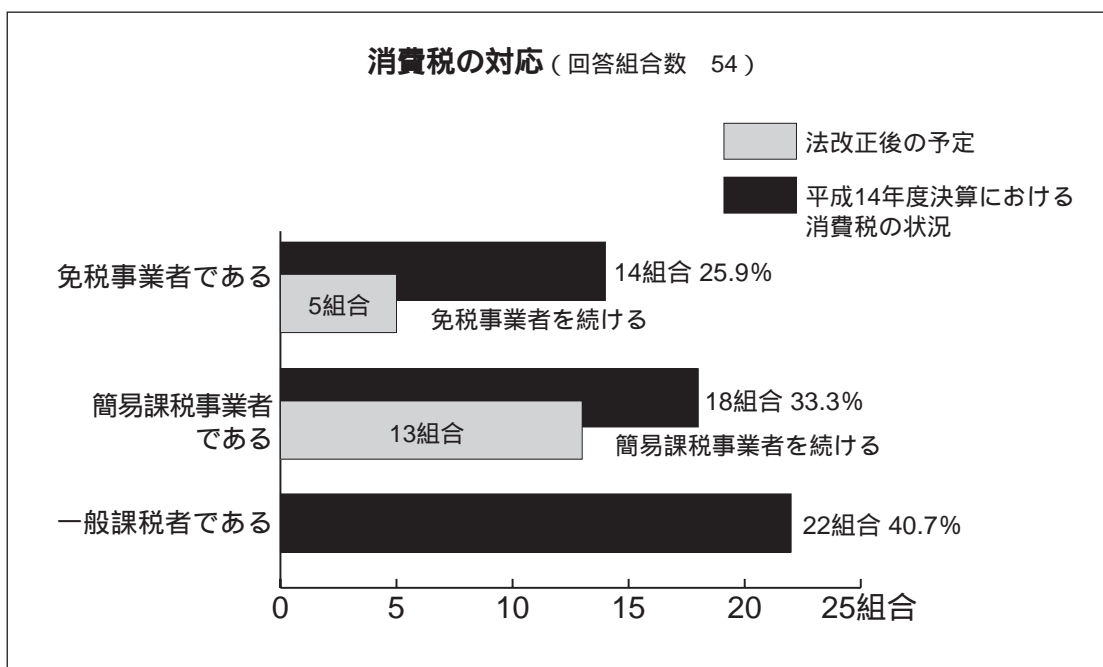


17. 消費税の対応

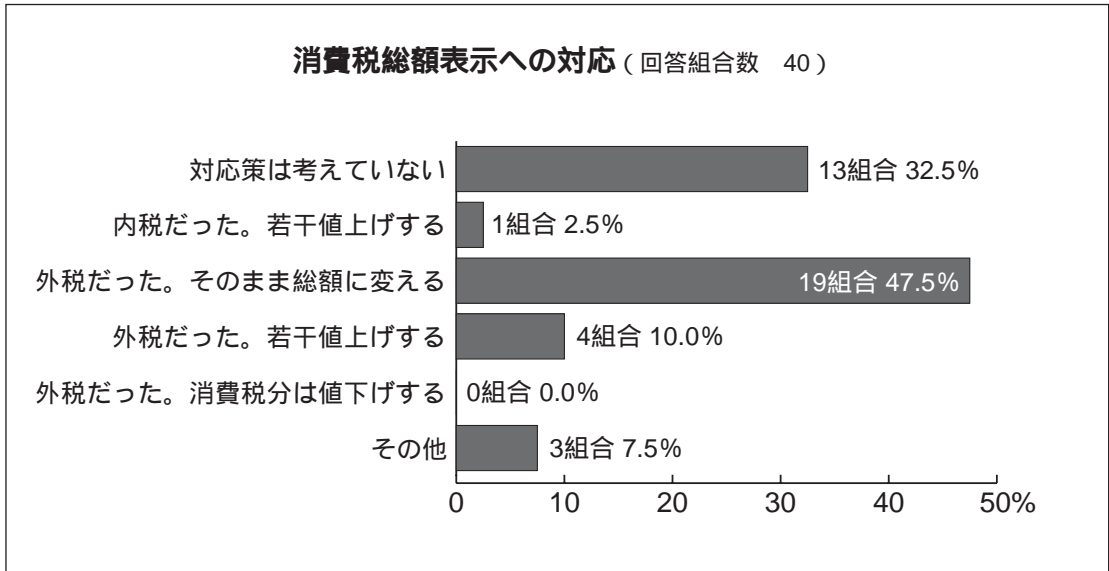
消費税に関して、平成14年度決算の状況は、4割強は一般課税業者と回答している。残りの約6割は、免税事業者25.9%、簡易課税事業者33.3%である。その中で免税事業者を続けられそうな者が35.7%、簡易課税事業者を続けられそうな者が72.2%となっている。

免税事業者・簡易課税事業者のうち14組合(22.2%)は、何らかの対応を迫られることになる。

総額表示に関しては、約半数が「これまで、外税方式だった。総額表示を期に単純に消費税分を含めた表示に変える」(47.5%)と回答している。また「これまでも内税方式(総額表示)だったので影響はなく、特に対応策は考えていない」が約1/3となっている。

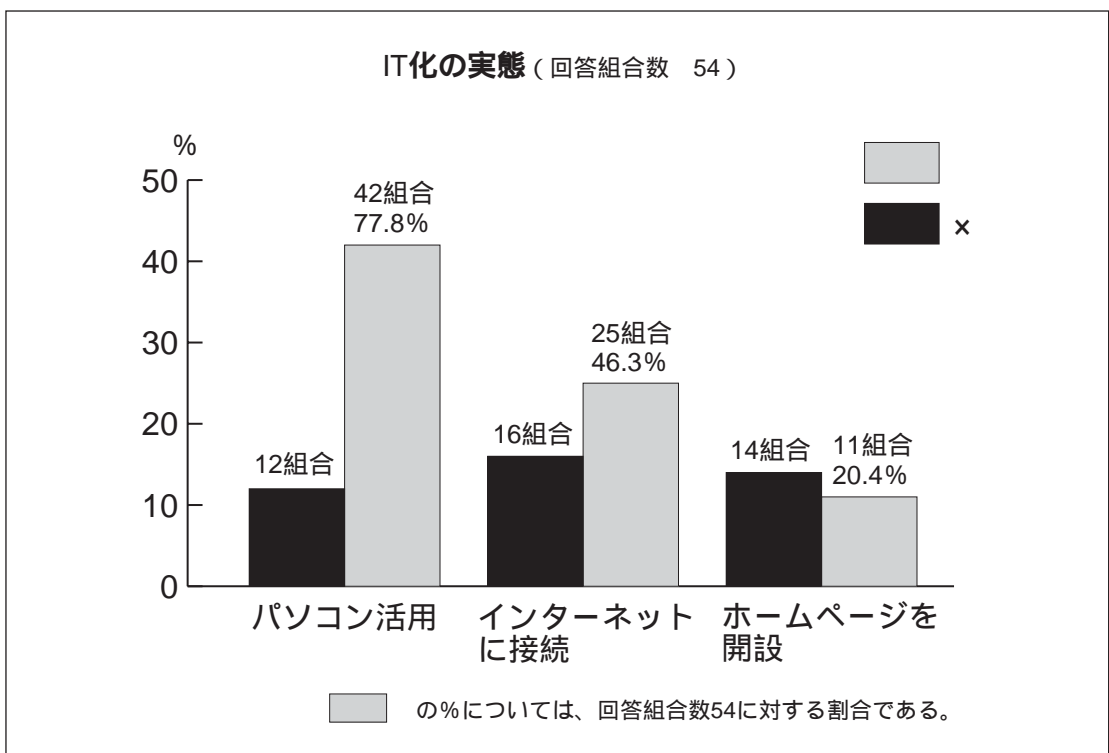


消費税総額表示への対応の「その他」は「外税方式だった。消費税をプラスした金額が1円単位のところで上げ下げをし、金額を決める予定」「一般消費者対象の営業ではない。従来から『本体価額』『消費税額』『合計額』の表示を請求書等で行ってきた」「事業の内容によって異なる可能性があり、現在検討中」「内税・外税の両方を行っている。今後検討する」などである。



18. IT化の実態

パソコンを活用している組合は約8割にのぼる。インターネットに接続している組合は半数弱、ホームページを開設しているのは2割ほどである。



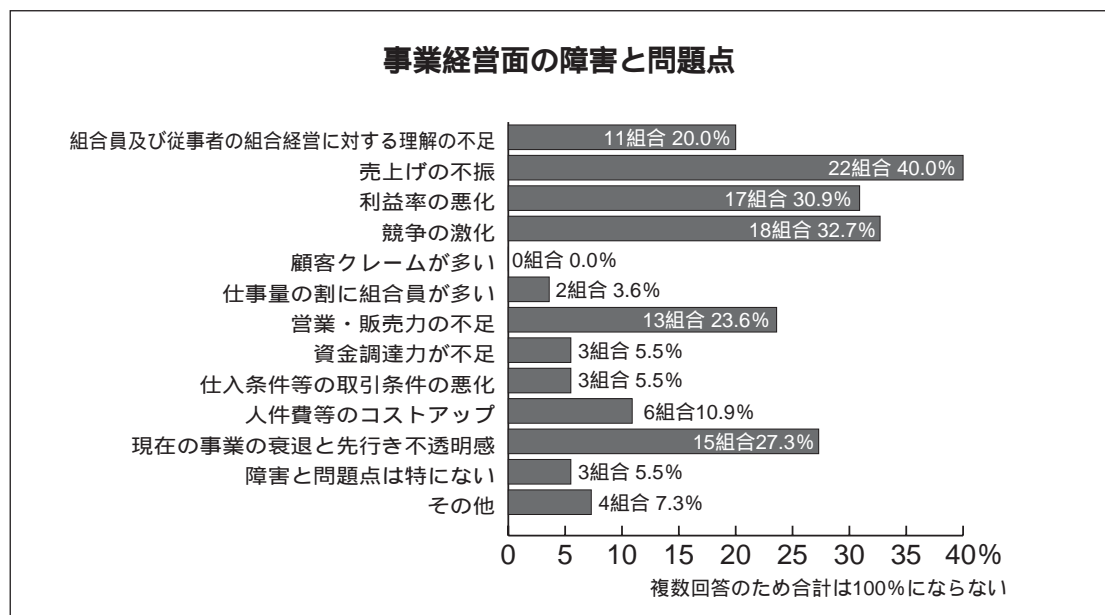
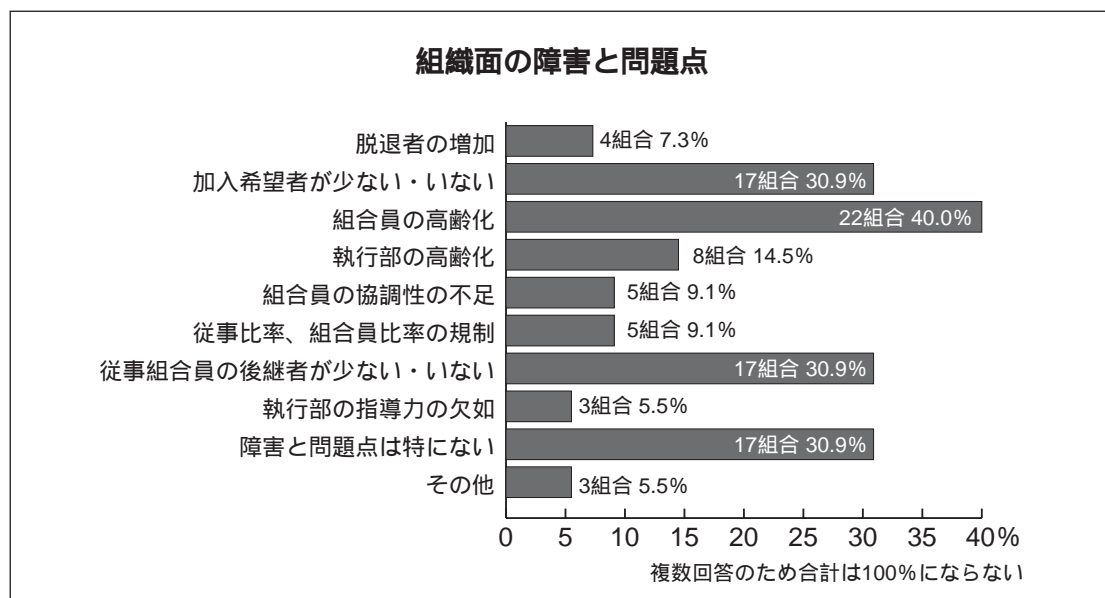
19. 障害と問題点

組織面の障害と問題点としては、「組合員の高齢化」が最も多く22組合（40.0%）、「加入希望者が少ない・いない」「従事組合員の後継者が少ない・いない」「障害と問題点は特にない」が17組合（30.9%）ずつで続いている。

事業経営面の障害と問題点としては、「売上げの不振」が最も多く22組合（40.0%）、「競争の激化」18組合（32.7%）、「利益率の悪化」17組合（30.9%）の順になっている。

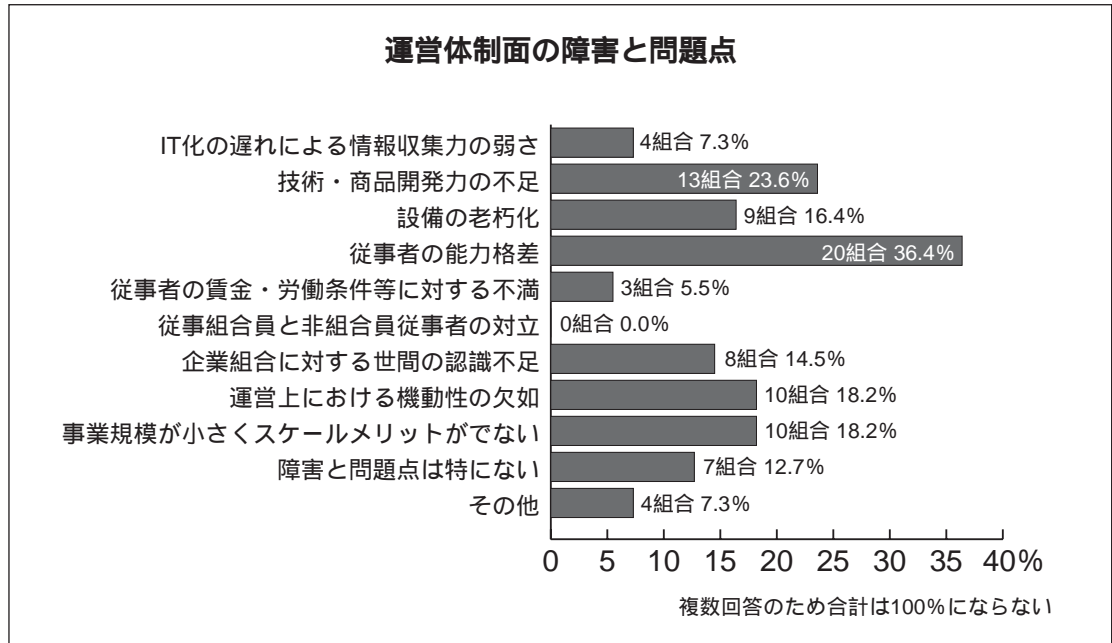
運営体制面の障害と問題点としては、「従事者の能力格差」が20組合（36.4%）で最も多く、「技術・商品開発力の不足」が13組合（23.6%）が続いている。

組織面の障害と問題点の「その他」は「事業所単位では多くが消費税の免税業者であるが全体では一般課税業者となってしまう」「個人が希望する給与が得られない」となっている。



事業経営面の障害と問題点の「その他」は「企業組合になって1年なので特にまだ出ていないか」「委託先の物流編成への対応」

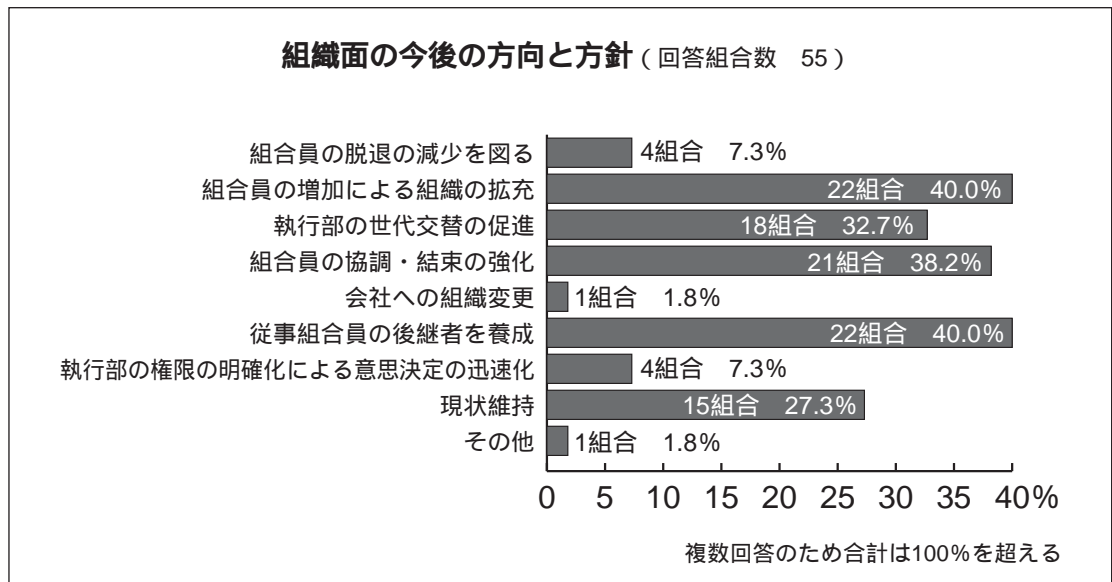
運営体制面の障害と問題点の「その他」は「組合員のほとんどが在宅就労が基本なので全員で集まるチャンスができるだけ多く持ちたいがそうした場合、在宅のメリットとの関係が...」「時代の要請に組合員個々の対応力の不足」「昇給が見込めない」となっている。



20. 今後の方向と方針

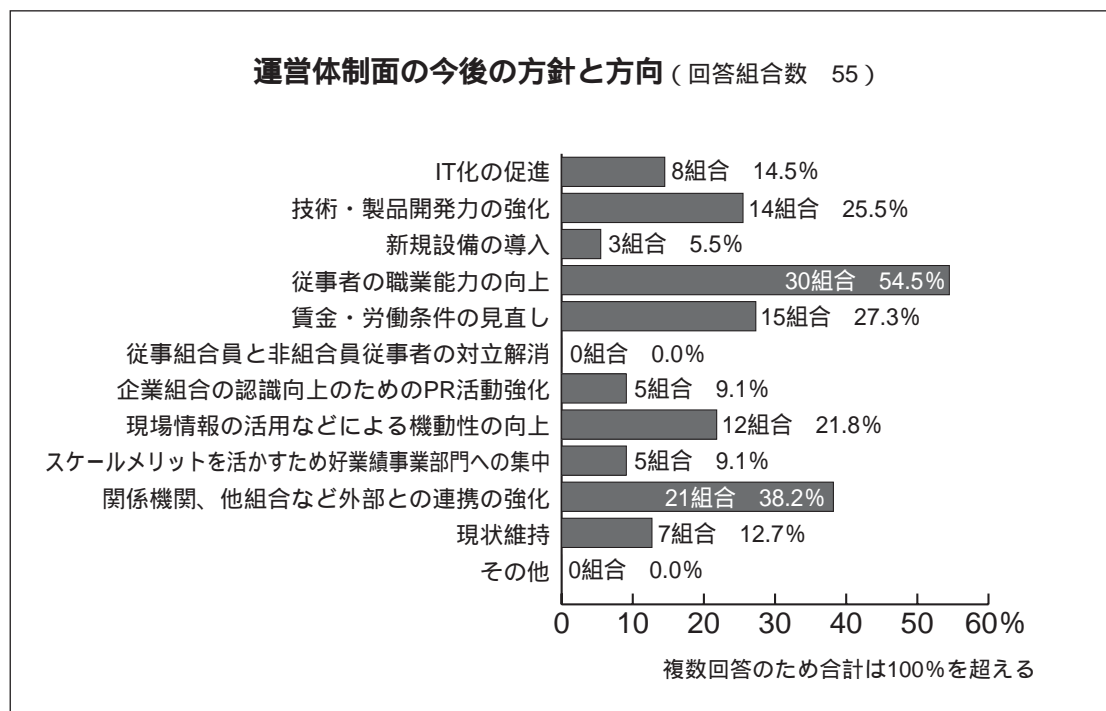
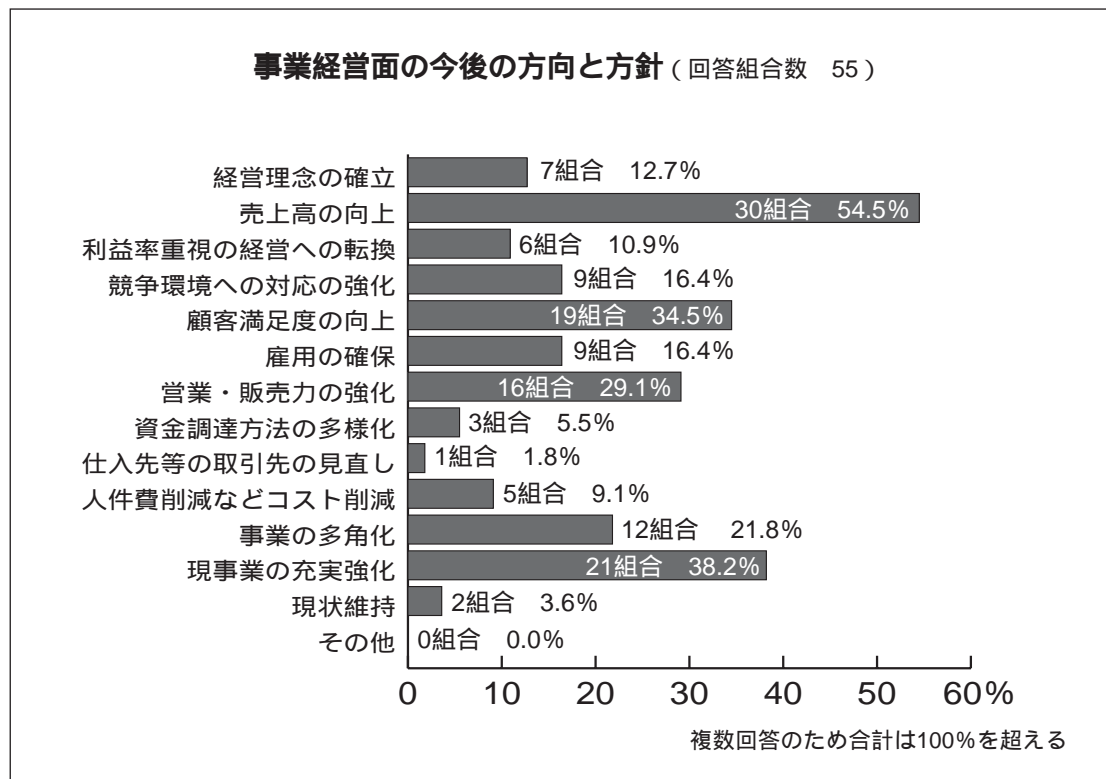
組織面の今後の方向と方針については、「組合員の増加による組織の拡充」「従事組合員の後継者を養成」が同数の22組合（40.0%）で最も多く、「組合員の協調・結束の強化」が21組合（38.2%）で続いている。

今後の方向と方針に関する「その他」は「不況回復期待」だけであった。



事業経営面の今後の方向と方針については、「売上高の向上」が30組合（54.5%）で最も多く、次いで「現事業の充実強化」21組合（38.2%）、「顧客満足度の向上」19組合（34.5%）の順になっている。

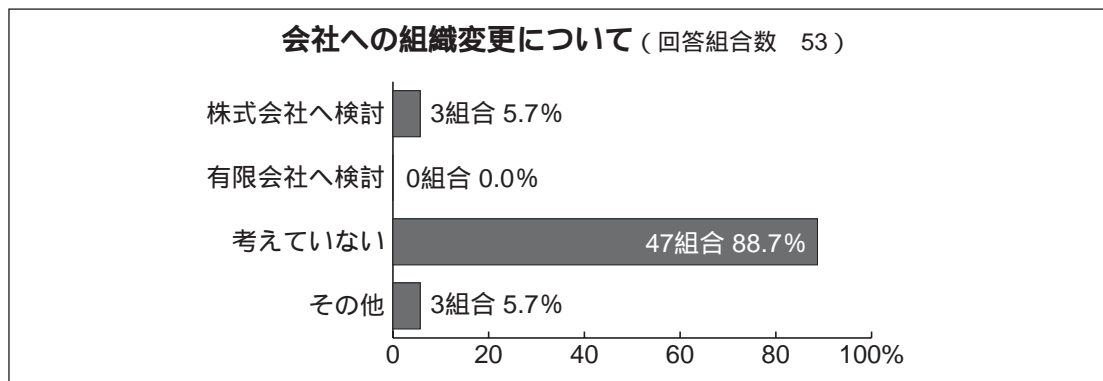
運営体制面の今後の方向と方針については、「従事者の職業能力の向上」が30組合（54.5%）で最も多く、「関係機関、他組合など外部との連携強化」が21組合（38.2%）で続いている。



2 1 . 会社への組織変更

会社への組織変更については、3組合が株式会社への組織変更を考えている。

3組合のうち、2組合は「意思決定を迅速にし、経営のスピードを向上させたいから」を組織変更の理由として挙げている。



組織変更に関する考えの「その他」は「株式会社への組織変更を考えていたが、今年の改正により企業組合のメリットが見えてきた」「ワーカーズ法の検討」「労働者協同組合法の成立待ち」というものである。

組織変更検討中の理由の「その他」は「木材流通制度崩壊対策として」「組織のあり方が微妙に違うため」となっている。

2 2 . 企業組合制度に関するご意見・ご要望

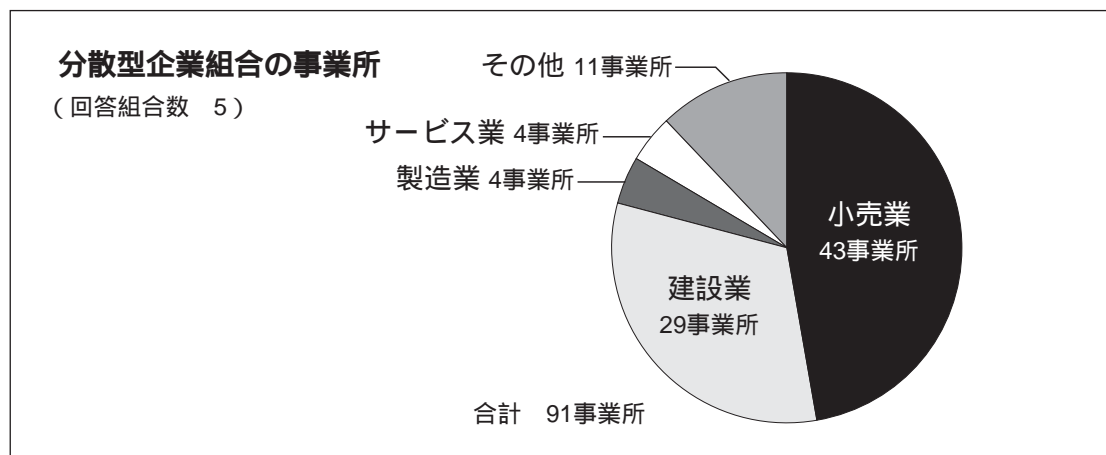
消費税の課税のあり方を税務行政に考え直して欲しい。小規模の集合体、協働の組織であるはずの企業組合というあり方からすれば集合することにより課税業者となってしまう重税となり、組合が壊されていってしまうのはおかしい。企業組合に対する世間の認識不足。

一般的でない法人格のため周知に手間取るが、このたびの改正により自由度がまし、身の丈の事業を目指す者にとっては使い勝手がよくなってきたと思う。企業組合より株式会社に組織変更上の障害の除去(法改正を含む)。例えば商工中金との取引の継続等。

2.3. 分散型企業組合の事業所数

分散型企業組合の要件として、設立時に組員が個人事業者であったこと、その後もそれぞれの事業所で事業を営んでいることの2点を要件とした。回答組合のうち5組合が分散型企業組合の要件を満たしている。

5組合のうち事業所数について、最も多いのは35事業所で、次いで24事業所、21事業所となっている。業種としては、5組合合計91事業所中、小売業が43事業所、建設業が29事業所となっている。



2.4. 分散型企業組合における事業所間共同活動

事業所間共同活動としては、5組合とも「事業所に対する経営指導、教育・相談」「組員、従業員の福利厚生」「事業所間の交流・連携活動」「経理・税務の一元処理」を挙げている。「資金の共同化」を実施している組合も4組合ある。

2.5. 分散型企業組合における平成14年度の各事業所の収益状況

分散型企業組合のうち回答のあった4組合67事業所の収益状況は、「黒字」21事業所(31.3%)、「とんとん」15事業所(22.4%)、「赤字」31事業所(46.3%)となっている。

